

## 平成29年横瀬町農業委員会第10回総会議事録

1. 開催日時 平成29年11月24日（金）午前10時から10時30分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員（12人）

会長	3番	富田祐次
会長職務代理者	9番	岸岡広雄
農業委員	1番	浅見孝子
	4番	町田恒夫
	5番	町田修一
	6番	今井健司
	7番	木崎泰明
	8番	加藤典男
	10番	富田哲夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	小河俊夫
	第3	村越聰

4. 欠席委員（1名）

2番 小室寿徳

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第17号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願及び耕作証明願に関する件

第4 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町田文利
書記	町田勝一
書記	逸見雅彦

## 7. 会議の概要

議長 本日の出席委員は9名でございます。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第10回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員でございますが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

4番、町田恒夫委員、5番、町田修一委員のご両名にお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第17号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願及び耕作証明願に関する件、議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件でございます。会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第17号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願及び耕作証明願に関する件を議題といたします。

議案第17号について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 〔事務局朗読説明〕

議長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の小河推進委員、お願いします。

小河推進委員 農地利用最適化推進委員の小河です。上程されました議案第17号について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る19日に補助委員今井委員と同行し、申請人の立ち会いを求め、現地及び申請図書の確認をいたしました。

耕作証明、現況確認では、所在〇〇、地番〇〇〇〇-〇、台帳、田、現況、田、〇〇〇〇、〇〇〇〇-〇、いずれも畑ですが、ネギ類が植えつけ

てあり、田は収穫終了し、耕起した状態であります。

地番〇〇、〇〇〇〇一〇、台帳、現況、畑、〇〇〇〇一〇、台帳、現況、畑、〇〇〇〇一〇、台帳、現況、畑、〇〇〇〇一〇、台帳、現況、畑、耕作果樹が植えつけされております。また、花、野菜一般の収穫が終わり、耕起した状態でおりました。

地番〇〇の〇〇〇〇一〇、台帳、現況、畑、〇〇〇〇、台帳、現況、畑、〇〇〇〇一〇、台帳、現況、畑。この土地は斜面がきつい農地で、以前は耕作桑畑でしたが、現在は耕作果樹が植えつけられております。農機具は耕運機、草刈り機、農耕具多数所有しております。

以上で説明を終わります。委員の皆様のご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員、6番、今井委員、お願いします。6番。

今井委員 6番、補助委員の今井です。

ただいま推進委員の小河さんに説明していただきましたが、そのとおりでございまして、よく管理されておると思いますので、特に、それ以上補足することはございません。

以上です。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

質疑ございませんか。

[「なし」]

議長 ないようございますので、以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第17号につきましては、賛成の方は举手をお願いします。

[举手全員]

議長 ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、議案第17号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願及び耕作証明願に関する件につきましては、証明することに決定いたしました。ありがとうございました。

続きまして、議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第18号について、事務局の説明を求めます。

事務局 [事務局朗読説明]

議長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の村越推進委員、お願ひします。

村越推進委員 農地利用最適化推進委員の村越です。

ただいま上程されました議案第18号についてご説明いたします。

去る11月21日、浅見補助委員さんと申請現地を見てまいりました。現地は、既にかなりの木や草が茂っており、全くの山林と思われました。申請理由にもございましたように、始末書も添付されており、全く問題はないと思いました。

委員の皆様にご審議をしていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の1番、浅見委員、お願ひします。1番。

浅見委員 1番、補助委員の浅見です。

議案第18号について、先ほど事務局、推進委員さんの説明がございましたが、説明どおりですので、委員の皆様のご審議をしていただきますよう、よろしくお願ひします。

議長 以上で、担当委員、推進委員の説明を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

9番。

岸岡委員 9番です。質問をさせていただきます。

1点目なのですが、配付資料の知事宛て出された第1ページに、申請の理由が書いてございます。その中に、別荘を建てようとして購入した土地だということですが、簡単に言えば、畑が、当事者、よく購入できましたねということで、別荘として購入するならば本来宅地で購入しなければいけないという、この当時の事前の経過というのがわかりましたら説明をしていただけますか。それが1点です。

その後、2点目は、その説明の後にさせてもらいます。

議長 この件につきましては、事務局から説明させます。

事務局 それでは、9番委員さんからご質問を受けました。

申請理由が別荘で購入したということでございます。これは実を言いま

すと、昭和46年の5月に住宅用地ということで、その当時、5条申請の許可になった土地でございます。その当時は、この添付資料にもございますが、公図を見ていただくとよくわかると思いますけれども、その当時は、この敷地は南にはすごい狭い道で、東には昔の赤道、6尺道しかなかった土地でございます。それを、資料にもございますけれども、昭和62年に分筆をされて、町の町道として拡幅し、現在の状況になっているものでございます。

今回の申請者は昭和60年に相続をされたものでございます。事業計画をされた方につきましては、被相続人が別荘用地に取得はしたもの現地をそのままにし、許可は受けていましたけれども、計画倒れであったと思われます。農地法5条の許可になれば所有権の移転はできますので、所有権の移転をし、農地のまま放置されていた土地を、今回相続人の方、1世代下になるわけですけれども、その方が山林にしたいことでございます。

この公図も見ていただければわかると思いますが、その当時は真四角のような状況で農地転用はされましたけれども、現在は残地という形で、三角のような非常に形状の悪い土地になっております。

そういうことで、別荘の用地にも使えないし、面積的にも少しのものになってしまったということでそのままにしてあったわけですけれども、今回、現況が山林のような状況になってしまったから、山林に転用したい。改めて許可のとり直しで山林にしたいというものでございます。

以上でございます。

議長 9番。

岸岡委員 大筋の状況はわかりましたが、そうすると宅地から農地に移したという手続上の処理は記録上は残されておるのですが。さりげなく動いたような感じがして、ちょっと曖昧ではないかと思うのですが、その辺、はっきりしてありますか。

議長 事務局。

事務局 再度の9番委員さんのご質問に答弁をさせていただきたいと思います。

ただいま課税的にどういう形になっているかといいますと、現在、介在農地ということで課税になっております。介在農地というのは、わかりづらいと思いますので、少し説明をさせていただきたいと思います。

介在農地につきましては、宅地の課税を評価した上で、造成費を差し引いたもので課税しているということでございます。だから、宅地よりは少

しは安いですけれども、畑よりかはすごく高い評価ということで、今まで介在農地ということで課税されております。となりますと、毎年農地法に基づく農地利用状況調査等は非該当の土地になりますので、その辺も申し添えておきたいと思います。よろしくお願ひします。以上です。

追加で申し添えたいと思います。記録については、農業委員会に第1種文書で許可台帳がございまして、昭和39年以降については許可台帳は全て完備しておるところでございます。しかし、それ以前につきましてはありませんので、申請者の方が許可証を持っていないと証明することはできません。

以上でございます。

議長　よろしいですか。

3回目、9番。

岸岡委員　9番ですが、はっきりしておきたいのは、書類上で明快にこの宅地が農地に移るという手続というのは残っていないと、本来ではないかと思いますが、若干、説明に理解できない点もあるのですが、古いことにもなると思ひますので、この件については事務局の説明ということでわかりました。

追加であわせて質問をもう一点させてもらいますが、山林にするというこの措置の施主の現地の対応について、現場を見たのですけれども、育ち放題の雑草、雑木の山になっている、あの状態をそのまま放置しながら山林ということで進めてしまうと、近隣の宅地の皆さんとか、景観とかにも大きな影響があるかと思われますが、ああいうところに何か細かい指導して、きれいにして、山林は山林らしく、例えばクルミを植えるとか、もみじを植えるとか、そういう努力の跡なり形跡が見られるような指導というのができれば希望したいと思ってここに発言を申し上げた次第ですが。

一例を挙げますと、一昨年、〇〇〇〇のおくりの農地を山林にということで農業委員会に出てきたのを見たとき、たしか道路沿いなのですけれども、クルミを等間隔に植えまして、それなりの山にしたという経過がありますので、今回、あの場所の場合には、少なくとも野放し状態での山林という形で進めるのは、ちょっと好ましくないのではないかと思ひまして、その辺の対応の仕方について事務局のほうにお聞きしたいですが、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長　事務局。

事務局　ただいま9番委員さんから再々質問を受けましたので、答弁をさせていただきたいと思います。

ただいま荒れ放題の山林というか、状況になっているということでございます。この許可がおりると、不動産登記法に基づきまして、地目の認定を登記官がするということになると思います。その中で、申請するということについては、ある程度の森林も農地と同じように保全管理をする義務がございます。農地も草刈りをしなければならない。最低草刈りをしなければならないということになっておりますけれども、林地についても、間伐したり、除伐をしたりということでやっているところでございます。

ここにつきましては、まだ立木と言えるような木ではございませんけれども、下刈り等も山林の保全管理として重要な役目を果たさなくてはいけないと思っております。事務局としても、林地になるからといつても、やはり森林の育成に必要な保全的な管理はしなければならないと思っておりますので、今回については、事業計画者、申請者ですけれども、その方に一度、ある程度、下草の管理はしてもらわないと困りますということで指導したいと思います。

以上でございます。

議長　他に質問。

7番。

木崎委員　9番委員さんと関連する質問ではないのですが、私の考え方を申し上げて、許可をいただければお話ししたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長　要望でよろしいですね。

木崎委員　はい。

先ほど9番委員さんも、やはり今回申請された土地については荒れ放題であると。このまま許可になってしまふと、そのままの状態でいるのではないかというような形で質問があり、また事務局から答弁がありました。登記上の関係については、確かに答弁のとおりだと思いますけれども、とりあえず横瀬町の農業委員会の立場として、この4条というものは県の許可が必要ということで、進達をするということでございますけれども、この進達する際に、現状をまずきれいにしなさいというようなことの意見を付して進達するという、そういう方法はとれないものか、その辺をちょっとお聞きしたいのですけれども。

- 議長 要望でよかったです。
- 木嶋委員 要望として、意見を付して進達するという、そういう手続がとれないかということです。
- 議長 ありがとうございます。  
他にございませんか。  
〔「なし」〕
- 議長 ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。上程中の議案第18号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
- 〔挙手全員〕
- 議長 全員賛成です。  
よって、議案第18号、農地法第4条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。ありがとうございました。
- ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして不適当あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- 〔「異議なし」〕
- 議長 異議なしと認めます。  
よって、そのように処理をさせていただきます。
- 本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前10時30分)